ニッセイ利率保証年金(5年・元本保証タイプ/ 月設定)(愛称:みらいの希望) 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社: 🕻



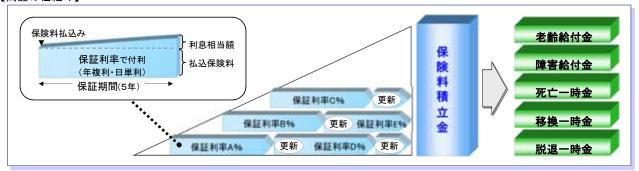
日本生命保険相互会社 本商品は元本確保型の商品です

当資料では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

基本的性格

- ●保険料の払込みは、掛金の中から、あるいは他商品からの預替え(スイッチング)により自由に設定できます(払込みの一時中断も可能です)。
- ●払込まれた保険料は、保証期間(5年)に応じた利率(保証利率)で積立てられ、保険料の払込みのつど、被保険者ごとに「基本単位口」として管理さ れます。保証利率は、保険料収入時の市場金利水準(保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応じて、毎月設定されます。
- ●保証期間満了時には、それまでの保証期間と同期間で保証期間を更新します。更新後の保証利率は、保証期間満了時の市場金利水準(更新後の保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応じて改めて設定します。
- 預替え(スイッチング)による解約時等の場合には、解約控除(市場価格調整)が適用されますが、元本は保証されており、解約払戻金が払込保険料を 下回ることはありません。

【商品の仕組み】



【給付金のお受取り方法】

ご加入のプランにより異なりますので 「規約」等をご確認ください。

- ●給付金には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金、移換一時金および脱退一時金があります。
- 当社は、給付金の支払いを要する旨の運営管理機関からの通知をもって、支払事由が生じたものとして、以下の金額(年金については、以下の年金 額に基づき計算される金額)を運営管理機関に指定された受取人にお支払いします。

年金でのお受取り

- 老齢給付金および障害給付金については、規約に定めるところにより、その全部または一部を年金でお受取りいただくことができます。
- 年金の種類には、確定年金、終身年金および分割払年金があります。ただし、障害給付金を60歳未満でお受取りになる場合は、確定年金および終身年金を選択できません。なお、当社の所定の範囲内で、複数の年金の種類(例:終身年金と確定年金)を同時に選択することができます。
- 確定年金および終身年金においては、お客様が保有されているすべての確定拠出年金向け運用商品から持分額(その全部または一部)を持込み、 年金としてお受取りいただくことができます
- 確定年金および終身年金でのお受取りを選択された場合、被保険者ごとかつ年金の種類等ごとに「年金単位口」を設定し、その対象となる持分額を 充当します。これに伴い、その対象となる持分額については、それまでの運用が終了します。

確定年金

(確定期間:5年、10年、15年、20年)



- ・確定年金は、お客様が生存されている間、あらかじめ定めた確定期間中、年金をお受取りいただくものです。
- ・年金額は確定期間、その確定年金の対象となる持分額および年金利率に基づき計算されます。
- ・5年経過後は、一時金受取りに変更できます(終身年金を同時に選択されている場合は変更できません)。この場合、残りの確 定期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をお支払いし、確定年金を終了します。ただし、解約控除(市場価格調 整)が適用され、市場金利水準等によっては元本割れが生じるおそれがあります
- 確定期間中に死亡された場合、残りの確定期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をご遺族にお支払いします。

終身年金

|(支払保証期間:5年、10年、15年)



- 終身年金は、お客様が生存されている間、終身にわたって、年金をお受取りいただくものです。
- 年金額はお客様の年齢・性別、支払保証期間、その終身年金の対象となる持分額および年金利率に基づき計算されます。
- 多くの場合、他の年金の種類に比べて年金額は少額です。
- 終身年金の選択後は、一時金受取りに変更できません。
- ・死亡時期によっては、総受取額が元本(受取開始時点の資産額)を下回る可能性があります。
- ・支払保証期間中に死亡された場合、残りの支払保証期間に対応する年金の現価に基づき計算される金額等をご遺族にお支払 いします
- ・支払保証期間経過後に死亡された場合、ご遺族へのお支払いはありません。

「分割払年金 │(分割期間:5年~20年)

低調な場合

- 分割期間中の適用実績が・分割払年金は、お客様が生存されている間、あらかじめ定めた分割期間中、運用を続けながら年金をお受取りいただくもので、 分割期間中の運用実績に応じて総受取額が変動します。
 - ・年金額は分割期間、分割割合およびその分割払年金の対象となる持分額の試算額に基づき計算されます。
 - -時金受取りに変更できます(終身年金を同時に選択されている場合は変更できません)。この場合、お支払い 時の保険料積立金に基づき計算される金額をお支払いし、分割払年金を終了します
 - が、元本は保証されています(解約払戻金が払込保険料を下回ることはありません)。 分割期間中の 運用実績が
 - 好調な場合 分割期間中に死亡された場合、死亡月迄の期間に対応する未支給の分割払年金とこれを差し引いた残りの保険料積立金をご 遺族にお支払いします。

*分割割合一定の場合

年金額▼▲

分割期間

一時金でのお受取り

- 老齢給付金および障害給付金については、規約に定めるところにより、その全部または一部を一時金でお受取りいただくことができます。
- 死亡一時金、移換一時金および脱退一時金については、一時金でのお支払いとなります。
- これらの一時金の額は、お支払い時の保険料積立金(老齢給付金、障害給付金の一部を一時金でお支払いする場合は、その割合を乗じて得た金 額)とします
- 当資料は信頼できると判断した諸データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 当資料は、確定拠出年金法第24条(運用の方法に係る情報の提供)に基づき、お客様に対して当保険商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険 商品の勧誘を目的とするものではありません。
- 当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。

ニッセイ利率保証年金(5年・元本保証タイプ/月設定)(愛称:みらいの希望) 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社:



日本生命保険相互会社 本商品は元本確保型の商品です

保険の種類

● 有期利率保証型確定拠出年金保険

拠出単位/拠出限度額

- 1円以上、1円単位です。
- 保険料は確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定で きます(払込みの一時中断も可能です)。
- 他商品からの預替え(スイッチング)についても金額の制限はありませ

保険期間

● 保険料の払込開始時から給付終了時まで

利率の設定/適用

【積立期間中】

● 払込まれた保険料は保証利率で積立てられ、保証利率は、保険料 収入時の市場金利水準(保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国 債の流通利回り)等に応じて、毎月設定されます。

【年金給付時】

《確定年金・終身年金》

● 後述の「終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利 率と年金額の再計算について」をご覧ください。

● 積立期間中と同様の取扱いとなります。

保証利率適用期間

【積立期間中】

● 保証期間は5年です。

【在金給付時】

《確定年金・終身年金》

● 後述の「終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利 率と年金額の再計算について」をご覧ください。

《分割払年金》

● 積立期間中と同様の取扱いとなります。

保証利率適用期間満了時の取扱い

- 保証期間満了日は、当社が保険料を収入した日から起算して保証期 間(5年)が経過した日が属する月の前月末日となります。
- 保証期間満了時には、それまでの保証期間と同期間で保証期間を 更新します。
- 更新後の保証利率は、保証期間満了時の市場金利水準(更新後の 保証期間とほぼ等しい残存期間を有する国債の流通利回り)等に応 じて改めて設定します。

【年金受給中】

《確定年金・終身年金》

● 後述の「終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる年金利 率と年金額の再計算について」をご覧ください。

《分割払年金》

● 積立期間中と同様の取扱いとなります。

配当金

- 毎年の決算により剰余金が生じた場合、社員配当金が支払われる 場合があります。
- 配当金は積立期間中は保険料積立金に充当され、受給期間中は年 金または一時金とあわせて支払われます。

持分額の計算方法

- 保険料積立金は保険料の払込み(※)ごとに計算し、それらを合計し ます.
- 保険料の払込み(※)ごとの保険料積立金は払込保険料と利息相当 額の合計額です。
- 利息相当額は、払込保険料の額、保険料を収入した日からの経過期 間、保証期間および保証利率により、年複利・日単利にて計算されま
- 解約払戻金は保険料の払込み(※)ごとに計算されます。
- 解約時には、解約控除(市場価格調整)が適用され、利息相当額を 上限として解約控除額をご負担いただくおそれがあります。
- 解約払戻金は、保険料の払込み(※)ごとに計算した「保険料積立金 ー解約控除額」の合計額となります。ただし、元本は保証されており、 解約払戻金が払込保険料を下回ることはありません。
- (※)同年同月内に複数の保険料の払込みがある場合は一つの保険 料の払込みとして取扱います。

中途退職時の取扱い

● 離職・転職などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移 換する場合には、解約控除(市場価格調整)を適用せず、移換一時 金として解約控除前の積立金額をそのまま全額移換します。

リスクのご説明(損失の可能性)

- 以下の場合に解約控除(市場価格調整)が適用されます。
 - (1) 預替え(スイッチング)により解約するとき (詳細は後述の「預替え(スイッチング)による解約時のお取扱い」を
 - ② 老齢給付金または障害給付金を分割払年金でお受取りいた
 - ③ 確定年金または分割払年金での受給開始後、一時金受取り に変更するとき(確定年金でお受取り中に、一時金受取りに 変更された場合は、市場金利水準等によっては元本割れが 生じるおそれがあります。)
 - ④ ご契約者がこの保険契約を解約するとき
 - ⑤ ご契約後、ご加入後または給付金支払事由発生後に給付金 の請求に関する詐欺の行為があったとき等、ご契約の継続を 困難とするような重大な事由が生じたこと等により、当社がこ の保険契約を解除するとき

運用勘定

● 一般勘定で運用されます。

- 当資料は信頼できると判断した諸データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条(運用の方法に係る情報の提供)に基づき、お客様に対して当保険商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商品 の勧誘を目的とするものではありません。
- 当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。

ニッセイ利率保証年金(5年・元本保証タイプ/月設定)(愛称:みらいの希望) 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社:



日本生命保険相互会社 本商品は元本確保型の商品です

預替え(スイッチング)による解約時のお取扱い

- 預替え(スイッチング)による解約は随時行うことができます。 ただし、保証期間満了の直前および直後は、預替え(スイッチング) による解約が制限されます。
- 保険料積立金のうち、全部を解約することも、一部を解約することも
- 複数の保険料の払込み(※)がある場合、預替え(スイッチング)によ る解約時に限り、取崩しの対象となる保険料の払込み(※)を指定す ることができます。特に指定がない場合、解約請求時点で当社が保 険料を収入した日(保証期間が更新されている場合は直前の更新 日)が古いものから順次取崩していきます。
- ▶ 解約払戻金は保険料の払込みごとに計算されます。
- 預替え(スイッチング)による解約時には、解約控除(市場価格調整) が適用されます。ただし、元本は保証されており、解約払戻金が払 込保険料を下回ることはありません。
- 実際の解約払戻金試算額についてはWeb画面等でご確認ください。
- (※)同年同月内に複数の保険料の払込みがある場合は一つの保険 料の払込みとして取扱います。

解約控除(市場価格調整)について

- 払込みいただいた保険料は国債等で運用しており、解約等に伴う国 債等の売却時に債券価格が下落しているとき(金利上昇時等)は損 失が発生するため、この損失に相当する額を、解約控除(市場価格 調整)としてご負担いただきます。一方、解約に伴う国債等の売却時 に債券価格が上昇しているとき(金利低下時)に発生する利益は、 あらかじめその額を見込んだうえで保証利率を設定しています。
- 具体的には、所定の引出し事由(*1)により、基本単位口または年 金単位口から保険料積立金を引出す場合、引出しの対象となる基 本単位口(*2)または年金単位口ごとに、以下の算式により計算し た解約控除額を控除します。
- そのため、基本単位口または年金単位口の設定(または更新)後に 国債等の利回りが上昇した場合等には、解約控除(市場価格調整) が適用される場合がありますが、基本単位口からの引出しの場合、 元本は保証されており、解約払戻金が払込保険料を下回ることはあ りません(*3)(*4)。

解約控除額の算出式

解約控除額(*5)(*6)

=基本単位口または年金単位口からの引出し額(*7)×市場価格調整率

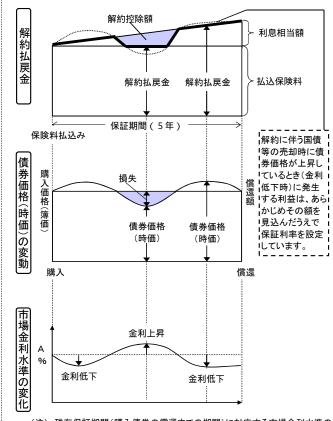
市場価格調整率=(利率A-利率B)×残存保証期間(*8)

引出しの対象となる単位口の種類、引出し時の残存保証期間 利率A(%):

および国債等の利回りに応じて当社の定める利率

利率B(%): 引出しの対象となる単位口に適用されている積立利率(基本単 位口の場合は保証利率、年金単位口の場合は年金利率)

解約控除(市場価格調整)のイメージ(積立期間中の場合)



- (注) 残存保証期間(購入債券の償還までの期間)に対応する市場金利水準の 変化を例示しています。
- (*1) 解約控除額を控除する引出し事由については、前述の「リスクのご説明(損 失の可能性)」をご覧ください。
- (*2) 保証期間が同一の複数の基本単位口がある場合、解約請求時点で各基本 単位口の設定日(保証期間満了に伴い、基本単位口が更新されている場合 は直前の更新日)が古いものから、順次取崩していきます。ただし、預替え (スイッチング)による解約時に限り、取崩しの対象となる基本単位口を指定 することができます。
- (*3) 基本単位口から保険料積立金を引出す際に解約控除が適用される場合 は、利息相当額が上限となります。
- (*4) 確定年金でお受取り中に一時金受取りに変更された場合は、市場金利水準 等によっては元本割れが生じるおそれがあります。
- (*5) 基本単位口から保険料積立金を引出す際に「利率A」が「利率B」を上回る場 合、解約控除額は利息相当額が上限となります。
- (*6) 市場価格調整率がマイナスとなる場合、および基本単位口の保証期間満了 前の1カ月間に引出しを行う場合は、解約控除額を0円とします。
- (*7) 基本単位口または年金単位口の保険料積立金から取崩した金額です。取 崩した金額のうち、一部を解約控除額として控除し、残額をお支払いします。
- 年金単位口から保険料積立金を引出す場合は、残存保証期間を2で除した (*8) 期間とします。
- 当資料は信頼できると判断した諸データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条(運用の方法に係る情報の提供)に基づき、お客様に対して当保険商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商 品の勧誘を目的とするものではありません。
- 当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。

ニッセイ利率保証年金(5年・元本保証タイプ/月設定)(愛称:みらいの希望) 有期利率保証型確定拠出年金保険 【商品概要書】

商品提供会社: 🕡

日本生命保険相互会社 本商品は元本確保型の商品です

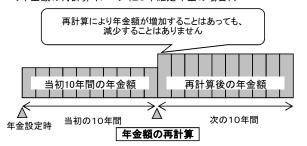
終身年金・確定年金における年金額の計算に用いる 年金利率と年金額の再計算について

- 年金額の計算に用いる年金利率と年金額の再計算は、年金の種類 等に応じ下表のとおりです
- ▶ 10年年金利率は、約5年の残存期間を有する国債の流通利回り等 に応じ、5年年金利率(5年確定用)および5年年金利率(15年確定 用)は、約2.5年の残存期間を有する国債の流通利回り等に応じ、 日々設定されます。
- 年金額の再計算により、年金額が増加することはあっても、減少す ることはありません。

9CC180078 E708				
年金の種類等		年金額の再計算	年金額の計算に用いる年金利率	
終身年金	5年支払 保証期間 付	お客様が生存されている間、10年ごとに年金利率を見直し、以降の年金額の再計算を行います。	当初 10年間	年金設定時の10年年金利率
	10年支払 保証期間 付		次の 10年間 次の 10年間	10年経過時の10年年金利率 (※) 20年経過時の10年年金利率 (※)
	15年支払 保証期間 付		-	:
確定年金	5年確定	なし	年金設定時の5年年金利率(5年確定用)	
	10年確定	なし	年金設定時の10年年金利率	
	15年確定	10年経過時にお客様が生存されている場合、年金利率を見直し、以降の年金額の再計算を行います。	当初 10年間 次の 5年間	年金設定時の10年年金利率 10年経過時の5年年金利率 (15年確定用)(※)
	20年確定		当初 10年間 次の 10年間	年金設定時の10年年金利率 10年経過時の10年年金利率 (※)

(※) 上表に記載の年金利率と再計算前の年金額の計算に用いた年金利率を使 用して、再計算後の年金額を計算します。

<年金額の再計算イメージ(20年確定年金の場合)>



【日本-DC基-202207-0063-C】

契約内容の一部変更の可能性

● 有期利率保証型確定拠出年金保険普通保険約款第29条の規定に 基づき、物価の高騰その他の著しい経済変動などこの契約の締結 の際予見しえない事情の変更または法令の改正により特に必要と 認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところ により、主務官庁に届出たうえで約款条項の一部を変更すること や、または保険料、解約払戻金および責任準備金の計算の基礎を 変更することがあります。ただし、終身年金または確定年金をお受 取り中の方の年金額を減額することはありません。

ご契約者またはお客様に詐欺の 行為があった場合のお取扱い

● ご契約者またはお客様の詐欺により、この契約を締結したときまた はお客様を追加加入させたときは、当社は、ご契約者の詐欺による 場合にはこの契約を、お客様の詐欺による場合にはこの契約のそ のお客様に関する部分を取消すことができます。この場合、すでに 払込まれた保険料のうちこれらに対する部分は払戻しません。

保険契約の解除の可能性

ご契約後、ご加入後または給付金支払事由発生後に給付金の請求 に関する詐欺の行為があったとき等、ご契約の継続を困難とするよ うな重大な事由が生じたとき等には、当社はこの保険契約を将来に 向かって解除することがあります。この場合、利息相当額を上限とし て解約控除額を控除のうえ解約払戻金をお支払いします。

セーフティーネットの有無

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。● 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険 金額、年金額、給付金額などが削減※されることがあります。 ※保険業法第240条の2に定められた「契約条件の変更」をいいます。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営 破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契 約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、 ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあ ります
- 保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護 機構」までお問合せください。

(お問合せ先)生命保険契約者保護機構: Tel 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

指定紛争解決機関について

- 当保険商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協 会です
- 般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書 (電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな ご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡 所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・ 「連絡所」の連絡先はホームページアドレスhttps://www.seiho.or.jp/ をご覧ください)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社 に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険 契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合について は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を 設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 当資料は信頼できると判断した諸データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません
- 当資料は、確定拠出年金法第24条(運用の方法に係る情報の提供)に基づき、お客様に対して当保険商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該保険商 品の勧誘を目的とするものではありません。
- 当保険商品は生命保険契約者保護機構の対象商品です。